

埼玉県特定（産業別）最低賃金の申出協定書の最低額の比較（時給額）

1. 埼玉県非鉄金属製造業

令和3年申出の最低額	令和4年申出の最低額
1,013円	1,038円

2. 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和3年申出の最低額	令和4年申出の最低額
991円	1,030円

3. 埼玉県輸送用機械器具製造業

令和3年申出の最低額	令和4年申出の最低額
994円	1,013円

4. 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業

令和3年申出の最低額	令和4年申出の最低額
1050円	1,050円

5. 埼玉県自動車小売業

令和3年申出の最低額	令和4年申出の最低額
998円	1,021円

令和4年 7月13日

埼玉労働局長
久知良俊二 殿

上尾市二ツ宮656-2
日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部
委員長 ト部 勝則

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 今井信博

行田市埼玉4125
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会
議長 廣瀬 裕

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県において、非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,990名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県において非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヵ月未満の者であつて、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 非鉄

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			375
2			175
3			274
4			272
5			259
6			439
7			140
8			380
	合計		2,314

県内適用労働者数 4,990 46.4%
 1/3 1,663

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

非鉄

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間率 小数点切り上 げ	昨年時間額
1			171,150	7.75	157.58	1,086	1,077
2			172,000	7.83	161.64	1,064	1,022
3			175,000	8.00	161.00	1,087	1,060
4			175,000	8.00	161.00	1,087	1,060
5			168,000	8.00	162.00	1,038	1,013
6			163,400	7.50	156.09	1,047	1,024
7			166,000	7.75	157.58	1,054	1,051
8			169,000	7.75	157.58	1,073	1,048

2022時給平均	1067
2021時給平均	1044

令和4年 7月13日

埼玉労働局長
久知良俊 二 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 二階堂 祐輔

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 今井 信博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者44,070名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			4,468
2			312
3			380
4			1,435
5			2,006
6			198
7			190
8			292
9			1,902
10			1,030
11			173
12			407
13			203
14			383
15			4,842
16			1,568
17			39
18			220
19			378
20			45
21			18
22			114
23			43
24			28
25			602
	計		21,276

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

輸送用

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時給 小數第1項の1/2	昨年時間額
1			182,830	8.00	162.67	1,124	1,093
2			165,900	8.00	162.67	1,020	1,001
3			168,837	8.00	162.67	1,038	994
4			174,100	8.00	162.67	1,071	1,058
5			178,200	8.00	162.00	1,100	1,060
6				7.83	159.93	1,069	1,066
7				8.00	162.00	1,040	1,040
8				8.00	162.67	1,040	1,030
9			168,000	8.00	162.67	1,033	1,027
10			164,000	7.83	161.89	1,013	1,013
11			169,000	8.00	162.67	1,039	1,015
12			170,200	8.00	162.67	1,047	1,038
13			169,000	7.83	159.25	1,062	1,057
14			165,390	8.00	162.67	1,017	1,009
15			182,830	8.00	162.67	1,124	1,093
16			182,830	8.00	162.67	1,124	1,093
17			168,000	8.00	162.67	1,033	1,020
18			165,000	7.75	156.94	1,031	1,015
19			164,000	7.84	158.92	1,031	1,031
20			168,000	8.00	163.33	1,050	—
21			179,000	8.00	164.67	1,088	—
22			169,000	8.00	162.67	1,039	—
23			172,820	8.00	162.66	1,063	—
24			166,500	8.00	162.67	1,024	—
25			166,500	8.00	162.67	1,024	—

2022時給平均	1054
2021時給平均	1034

令和4年 7月13日

埼玉労働局長
久知良俊二殿

さいたま市大宮区桜木町4-883

J A M 埼玉

会長 今井信博

さいたま市北区植竹町1-324

日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方連絡会

議長 田中勇希

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者3,500名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			342
2			345
3			159
4			942
	合 計		1,788

県内適用労働者数

3,500

51.1%

1/3

1,167

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

光学機械

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額 の算出に 関する 注	昨年時間額
1			166,200	7.92	158.00	1,050	1,050
2			173,000	8.00	163.33	1,060	1,073
3			173,000	8.00	163.33	1,060	1,073
4			169,000	8.00	158.00	1,070	1,070

2022時給平均	1060
2021時給平均	1065

令和4年 7月13日

埼玉労働局長
久知良俊二 殿

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会 議長 竹内秀之

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 今井信博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者34,180名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 電機電子

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			773
2			655
3			121
4			801
5			982
6			2055
7			1590
8			785
9			99
10			932
11			450
12			598
13			1253
14			220
15			807
16			205
17			467
18			881
19			80
20			1004
21			562
22			352
23			394
24			825
25			37
26			352
27			666
28			358
29			56
30			450
31			80
32			324
合 計			19,214

県内適用労働者数
1/3

34,180
11,925

56.2%

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

電機電子

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	昨年時間額
1			173,000	8.00	163.33	1,060	1,073
2			156,150	7.50	150.00	1,041	1,059
3			166,500	7.75	155.6	1,070	1,057
4			166,500	7.75	155.64	1,070	1,057
5			166,500	7.75	155.0	1,075	1,062
6			168,500	7.50	150.00	1,124	1,057
7			166,500	7.75	155.00	1,075	1,062
8			166,500	8.00	159.33	1,045	1,042
9			166,500	7.75	155.65	1,070	1,062
10			180,000	7.75	153.45	1,174	1,096
11			166,500	7.75	156.29	1,066	1,053
12			166,500	7.75	155.00	1,075	1,062
13			164,000	7.75	154.35	1,063	1,063
14			166,500	7.75	155.64	1,070	1,057
15			166,500	7.75	155.64	1,070	1,057
16			166,500	7.75	155.00	1,074	1,062
17			166,000	8.00	160.64	1,034	991
18			166,500	7.75	155.65	1,070	1,062
19			167,000	7.75	156.29	1,069	1,055
20			166,500	7.75	155.65	1,070	1,057
21			163,400	7.58	156.09	1,047	1,024
22			166,000	7.83	154.64	1,074	1,064
23			166,500	7.75	156.29	1,066	1,057
24			166,500	7.75	156.24	1,070	1,053
25			200,000	7.75	154.42	1,296	1,296
26			166,500	7.75	156.29	1,066	1,058
27			166,500	7.90	158.29	1,052	1,040
28			170,000	7.79	154.225	1,102	—
29			168,500	7.75	155.00	1,088	1,065
30				7.75	155.00	1,030	—
31			170,000	8.00	164.00	1,037	—
32			172,500	7.75	156.25	1,104	—

2022時給平均	1078
2021時給平均	1065

令和4年 7月13日

埼玉労働局長
久知良俊二殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 二階堂祐輔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋特許会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者16,760名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋特許会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

3. 2の合意する者の内容

自動車小売

イ. 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			1,479
2			592
3			1,057
4			50
5			239
6			695
7			468
8			45
9			502
10			238
合 計			5,365

ロ. 最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	適用労働者数
1		193
2		306
3		94
4		148
5		735
6		645
合 計		2,121
総合計		7,486

県内適用労働者数

1/3

16,760

5,587

44.7%

①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	1ヶ月の所定労働時間数	時間給 小数を切り上げ	昨年時間額
1			169,500	7.50	155.63	1,090	1,085
2			170,300	7.50	157.50	1,081	1,092
3			167,900	8.00	163.33	1,028	1,013
4			182,100	8.00	163.33	1,116	1,102
5			166,000	7.50	158.75	1,046	1,030
6			163,000	7.50	158.13	1,031	1,000
7			163,500	7.75	160.00	1,021	1,021
8			164,400	7.50	160.63	1,024	1,024
9			203,000	7.83	161.89	1,254	—
10			171,000	8.00	162.666	1,051	—

②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定労働時間数	1ヶ月の所定労働時間数	時間給 小数を切り上げ
1			7.67	162.92	
2			7.67	162.92	
3			7.50	159.38	
4			7.50	159.38	
5			7.75	158.23	
6			7.66	160.36	

2022時給平均	1074
2021時給平均	1045